

議案第2号説明資料

令和7年2月12日

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1～2

新旧対照表 3～5

総務課

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

国においては、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、民間事業者に対しては、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」が改正され、令和7年4月1日の施行に合わせて、公務員に関する規定の見直しが進められています。

本町においても、国や他の地方公共団体との均衡を失しないよう、仕事と生活の両立支援を拡充するための措置を講じるものです。

2 改正内容

(1) 時間外勤務の制限の対象となる職員の拡大

子を養育する職員が時間外勤務の制限を請求する場合の対象となる子の範囲を拡大します。

【改正箇所】 第8条の2第2項

| 措置の内容 | 現行 | 拡大後 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 時間外勤務の制限 | 3歳未満の子を養育する職員 | 小学校就学前の子を養育する職員 |
| 【参考】 深夜勤務の制限 | 小学校就学前の子を養育する職員 | 小学校就学前の子を養育する職員 |

(2) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化

仕事と介護の両立支援のため、次の事項を義務化します。

- ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の個別の周知・意向確認
- イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期(40歳)の情報提供
- ウ 勤務環境の整備

【改正箇所】 第16条の2及び第16条の3

(3) その他

(1)及び(2)の改正に伴い、所要の整備を行います。

【改正箇所】第8条の2第3項及び第15条第1項

(4) 施行日

ア 時間外勤務の制限の対象となる職員の拡大

令和7年4月1日から施行します。(改正法の施行日)

イ 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化

令和7年4月1日から施行します。(改正法の施行日)

ウ 附則第2項の経過措置

公布の日から施行します。

【規定箇所】附則第1項

(5) 経過措置

時間外勤務の制限について、(1)の改正により拡大の対象となる職員(3歳から小学校就学前の子を養育する職員)が、施行日以前であっても事前の請求をすることができるよう経過措置を定めます。

【規定箇所】附則第2項

大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第1条～第8条 省略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、<u>当該子を養育</u>とあり、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日</p> | <p>第1条～第8条 省略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 省略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。</p> <p>3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、<u>当該子を養育</u>とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時ま</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第14条 省略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条の2・第16条 省略</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> | <p>での間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第14条 省略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第15条の2・第16条 省略</p> |

改正案

現行

第16条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう
にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第17条・第18条 省略

第17条・第18条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、
公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務
制限開始日とする改正後の大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第
8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するま
での子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行
日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができ
る。